

## 設立経過及び設立（第1回）総会について

「集団的消費者被害回復訴訟制度（消費者団体訴訟制度。以下、法案という）」が、2013年12月国会で成立し、3年後に施行されることになりました。山梨県内では弁護士会、司法書士会、生活協同組合連合会、消費者団体連絡協議会の4者が法案の受け皿を目指すこととし、4団体連絡協議会を立ち上げました。

2013年9月県議会に法案成立のための意見書提出の請願を行いました。請願は、全会一致で採択され県議会から国へ意見書が提出され、法案成立の運びとなりました。

以上の経過を経て、2015年4月に特定非営利活動法人やまなし消費者支援ネット設立総会を開催し満場一致で設立が承認されました。山梨県の認証を6月に受け、法務局に正式に登記を行い、同年7月7日に法人として登記されました。

### 【2015年度の主な活動概要】2015.4.1～2016.3.31.

実施日	理事会など活動内容
4月18日	設立総会を開催しました。新役員の互選により、理事長に清水毅弁護士が互選されました。総会后、山梨県弁護士会、関東弁護士会共催による「設立記念シンポジウム」を開催、複数報道されました。
10月4日	第1回理事会を開催し、検討委員会等設置を議決しました。
12月3日	第2回理事会を開催しました。
12月25日	第1回検討委員会を開催し、委員会運営規則等を確認しました。
1月22日	第2回検討委員会を開催しました。
2月7日	活動委員会企画。会員向け学習会「やまなし消費者支援ネットで何ができるか？何をめざすか？（講師：高部裕史弁護士）」を開催しました。
2月8日	第3回理事会を開催しました。 当法人HP立ち上げを議決しました。
3月13日	活動委員会企画。消費者講座「私たちを取り巻く消費者トラブル（講師：県民センター相談員）」を開催しました。
3月25日	適格消費者団体に認定されている「埼玉消費者被害をなくす会」を訪問し（4人）、理事会や検討委員会にオブザーバー参加し、意見交換を行いました。